

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和4年度第5回武蔵村山市個人情報保護審議会
開 催 日 時	令和4年8月5日(金) 午前10時～午前11時25分
開 催 場 所	市役所301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出 席 者：佐々木会長、内野委員、小川委員、加園委員、乃一委員、原田委員、比留間委員、森林委員、山田委員 欠 席 者：森本副会長 事 務 局：文書法制課長、文書法制課係長(法務係)、文書法制課主任(法務係)
報 告 事 項	—
議 題	(1) 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて (2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 委員の意見・指摘を反映した最終案を作成し、会長と調整の上、中間答申を行うこととする。 (2) 議題なし
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、 ●=事務局等)	<p>○ それでは、ただ今から、令和4年度第5回武蔵村山市個人情報保護審議会を開催いたします。</p> <p>本審議会の会議につきましては、「武蔵村山市個人情報保護審議会の会議の公開に関する運営要領」第2条の規定に基づき、「公開」を原則として審議を進めております。</p> <p>本日の会議につきましては、会議開会前に文書法制課長と協議を行い、非公開情報として取り扱う議題がないと判断いたしましたので、公開により開催いたします。</p> <p>議題</p> <p>(1) 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて</p> <p>○ 議題(1)「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて」を議題とし、事務局に説明を求めます。</p> <p>● それでは、議題(1)「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて」御説明させていただきます。なお、当該議題は、複数回に分けて御審議をお願いするものとして、令和4年度第2回会議で諮問させていただいたものでございます。</p> <p>内容に入る前に、本日は中間答申案について御審議いただきますが、審議の結果、修正の御指示をいただくこととなった場合で、その内容が軽微なもの又は形式的なものであったときは、会長と最終案の調整を行い、改めて委員全員に御確認いただく場を設けることはせずに中間答申をさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p>○ 異議なし</p> <p>● それでは、中間答申案を御覧ください。</p> <p>中間答申案の構成でございますが、表紙をめくっていただきますと、まず、「中間答申に当たって」という前書きを述べております。ページをめくっていただき、別紙として、市長から諮問を受けた6項目について</p>

て、まず諮問事項と諮問の趣旨を記述した上で、当審議会の意見を記述するという形式にしております。

それでは、ページを戻していただき、表紙の次のページ、「中間答申に当たって」でございます。資料1と併せて御覧いただきたいと存じます。

なお、資料1では、これまでの審議の過程で御説明しました国の考え方や、それに対する市の対応案、そして皆様にお出しいただいた結論を簡単にまとめておりますので、中間答申案を御審議いただくに当たり、過去の経過等が必要なときに御参照ください。

ただ、あくまで概要ですので、詳細な内容を御確認いただく必要がある場合は、ガイドライン等を御参照くださるようお願いいたします。

答申案のボリュームがございますので、全体を通してではなく、まずは、この「中間答申に当たって」と、次ページの「1 条例要配慮個人情報情報を条例で定める必要性について」を御協議いただき、次からは項目ごとに区切って御協議いただくという形での説明でよろしいでしょうか。

○ 異議なし

● それでは、項目ごとに区切って説明させていただきます。まず、「中間答申に当たって」でございます。

最初の段落では当審議会の審議経過、次の段落では市の個人情報保護制度の変遷、次の段落では諮問の趣旨、次の段落では市民から信頼される制度づくりを目指した検討・審議の姿勢について記載し、最後の段落では、法施行条例の骨子案やパブリックコメントの結果の報告を求め、これを踏まえ最終答申を行う旨を記載しております。

ページをめくっていただき、「1 条例要配慮個人情報情報を条例で定める必要性について（法第60条第5項関係）」を御覧ください。

当審議会の意見でございます。これまで、本市におきましては、個人情報保護条例により、個人情報の本人以外からの収集や目的外利用・外部提供を原則的に禁止し、例外的にこれらを行う場合は、法令等に定めがあるとき等を除き、当審議会が関与し、適切に個人情報管理がなされてまいりました。しかし、今後におきましては、市が保有する個人情報のうち、特に取扱いに配慮すべき個人情報であって、要配慮個人情報の範囲に含まれない情報についての適切な管理について懸念があることを述べております。こうした懸念にかかわらず、条例要配慮個人情報に係る地方公共団体独自の規制の禁止や、条例要配慮個人情報の取得、利用についての審議会の関与が認められないことから、条例要配慮個人情報を定めたとしても特別な取扱いをすることができない旨を記載しております。

よって、現時点では、条例要配慮個人情報に当たる記述等を条例で定める必要性は乏しく、市に対しては、今後、必要に応じ、全国市長会等を通して、国に条例要配慮個人情報に関する規制を全国統一的に法で定めるよう働きかけを求めるとしております。

説明は以上です。

【主な意見等】

前書きについて

○ 最後の段落の上が1行空いていますが、空ける必要はないように思います。

項目1について

- 「LGBT」と表記された箇所がありますが、現在では更に社会全体の意識改革が進んでいますので、市として配慮の姿勢を見せる意味でも「LGBTQ+」等、より適切な表現を検討していただきたい。
- 1ページ下から3行目に「条例で定める必要性は乏しいと考える」とありますが、審議会での認識は、必要性が乏しいのではなく条例で定めることは困難というものであったと思います。
- 全体を通して1つの文章が長く、見る側が理解しにくいと思います。例えば1ページ上から3行目、「法の規定のみで、」の読点を取り、4行目の「確保されているとして」の次に読点を加える等、分かりやすい文章となるよう工夫していただきたい。
- 国の資料を基に「LGBT」と記載したところですが、社会情勢の変化を考慮した適切な記載となるよう検討します。その他の御指摘についても、御意見を踏まえてより適切な表現を検討し、修正します。
- 中間答申は、このとおりの形（上に諮問事項を記載し、下に審議会の意見を記載する形式）で市長に提出するというのでしょうか。中間答申の形式としては、それが一般的なのでしょうか。
- 番号法施行に伴う条例改正を行った際の答申書を参考にしております。
- 「国に条例要配慮個人情報に関する規制を全国統一的に法で定めるよう働きかけを行っていく～（中略）～よう求める」とありますが、審議会としては、独自の規制を認めるよう働きかけを行っていくことも求めていたと記憶しています。
- 法改正の趣旨の1つが、全国統一的な個人情報保護制度の実現を図るものであったことを考慮すると、事務局としては、全国統一的な規制を求めていくほかないものと考えております。
- 全国の自治体から、独自の規制を求める声が上がったとしても、武蔵村山市では全国統一的な対応のみを求めるということでしょうか。
- 御指摘のような状況であれば、地方が声を合わせて要望することが考えられます。

法改正の趣旨を鑑みると、地方独自の規制を認めた場合、今回の制度改正に逆行することとなりますので、単独で声を上げて国が認めることはない事務局では考えており、そのような状況下では、要配慮個人情報や条例要配慮個人情報に関する全国統一的な規制を求めていくというのが得策だと考えております。
- 国が認めないだろうということは理解できますが、審議の中では、全国市長会等を通して、地方が声を上げることができる場をつくるよう要望してほしいという意見があったと記憶しており、その点が抜け落ちているように感じます。

これまでの会議録を確認してつくられた中間答申案だと思いますが、もう一度そういった意見がなかったかを確認していただき、あった場合は、より適切な表現に改めていただきたい。
- 会議録を確認し、地方の声を聴く場を設けることを要望するよう求める旨の記載を追加します。
- 「LGBT」の部分について、諮問段階では「DV、虐待」も記載されていますが、中間答申案には記載されていません。諮問書と統一した方が自然だと思います。
- それらの項目については、要配慮個人情報に該当する可能性があり、現時点では、国からその点について明確な説明がされておられませんので、条例要配慮個人情報の例からは除いた方がよいと判断したもので

す。改めて国の資料を確認し、記載すべきかどうかを検討させていただきます。

- 配慮しないという意味で除いたと捉えられることがないような表現を検討してください。

- 3ページを御覧ください。

「2 法定の個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成・公表を条例で定める必要性について（法第75条第5項関係）」でございます。

当審議会の意見でございます。当審議会の議論の中では、現行の保有個人情報目録や今後運用される個人情報ファイル簿の機能の理解に努めつつ、個人情報ファイル簿のみの運用とする場合や、個人情報ファイル簿と保有個人情報目録を並行運用する場合のメリット・デメリットなど、様々な視点から検討してまいったわけですが、結論といたしましては、事務を単位とした現行の保有個人情報目録と個人情報ファイルを単位とした個人情報ファイル簿とは性質を異にするものの、その目的は同一であるから、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成しないこととしても、市民等が自分の個人情報を検索しようとした際の利便性等に大きな影響は生じず、むしろ共存させた場合には、市民等に不要な混乱を与えるおそれがあるとしております。

また、対象者が少ないものも含め個人情報ファイル簿を全件作成した場合の検索性の低下や、特定の個人の識別可能性等の課題発生のおそれを記載しております。

説明は以上です。

【主な意見等】

- 項目1と同様、1つの文章が長く、市民が見たときに分かりにくいと思います。1行目「保有個人情報目録と」の次に読点を加える、3行目「目的は同じであるから」を「目的は同じであることから」とする、5行目の「利便性等に大きな影響は生じない」を「利便性等には大きな影響は生じない」とする等、分かりやすい文章となるような工夫をお願いします。また、1文の文字数は80文字程度までが適切とされていると思いますので、そちらについてもお願いします。

- 文章が短くなるよう調整します。

- 3行目「その目的は同じである」という点について、国の根拠資料から目的が何であるかを引用し、一旦、文章を切った上で次の説明につなげた方がよいと思います。

- 目的を確認の上、適宜形式を改めます。

- 1段落目の下から2行目で「利便性等に大きな影響は生じない」と記載されていますが、現段階ではどうなるか分からないので、言い切ってしまうのは問題があると思います。

- 表現を修正します。

- 5ページを御覧ください。

「3 改正法が規定する開示決定等の期限の特例を条例で定める必要性について（法第108条関係）」でございます。

当審議会の意見でございます。当審議会の議論の中では、法定の決定

期限を短縮することについて際立った御意見はいただいておりますが、むしろ短縮することが市民目線からすると望まれるのではないかと御意見をいただいております。こうしたことから、結論としては、地方公共団体が、開示決定等を法の規定の範囲内で変更し、できる限り速やかな開示を行うよう義務付けることは市民感情に即しており、法定の開示決定等の期限を短縮する特例を条例で規定するのが適当であるとしております。

説明は以上です。

【主な意見等】

特になし

● 7ページを御覧ください。

「4 条例で定める開示手数料の額について」でございます。題名が「第89条第2項関係」となっておりますが、誤植でございます。あたまた「法」が抜けておりますので加えていただき、「(法第89条第2項関係)」としていただきたいと思います。

当審議会の意見でございます。当審議会の議論の中では、個人情報保護制度の法制化に伴い負担額を上げることで市民の意識を高める必要性に対する言及や、適正な受益者負担・情勢適応の必要性について御意見をいただきました。こうしたことから、結論といたしましては、開示請求者の権利利益を最大限考慮し、可能な限り無料とする方向性は理解するとする一方、適正な受益者負担の視点も必要とした上で、現行制度と同様、開示請求等に係る手数料は無料とし、写しの交付に要する費用の負担を求めるのが適当であるとしております。ただし、費用額については、今後の経済情勢や他市の設定額等を考慮し、適切な額とするよう求めております。

説明は以上です。

【主な意見等】

○ 最後の行に「他市の設定額等を考慮し」とありますが、他市との比較を行うこととしたのはなぜでしょうか。

● これまでの審議の中で、委員からいただいた御意見を踏まえて記載させていただいたものです。

○ 現在の表現では、経済情勢を無視してでも他市との調整を図る場合があるように読めてしまうと思います。

○ 参考にする程度の表現としてはどうでしょうか。

● 適切な表現となるよう検討します。

● 9ページを御覧ください。

「5 個人情報保護審議会への諮問事項について(法第129条関係)」でございます。

なお、この項目につきましては、諮問事項を「個人情報保護審議会への諮問事項について」としてしておりますが、審議会からの意見としましては、諮問すべき事項に加えて、「当審議会に報告すべき事項」についても記載することといたしました。

まず、第1段落の報告事項についてでございます。

保有個人情報目録の廃止に伴い、個人情報取扱業務の開始届等は廃止されますが、当審議会の設置の趣旨から、当審議会が市の機関における個人情報の保有の状況を把握する必要があるとの御意見を踏まえ、個人情報ファイル簿の公表の状況を加えます。また、従来、当審議会に諮問されてきた個人情報の目的外利用・外部提供については、今後は諮問されないこととなりますが、引き続き目的外利用及び外部提供の状況について当審議会が把握する必要があるとの御意見を踏まえ、従来からの個人情報の目的外利用及び外部提供の状況について、引き続き報告を求めるとしております。

諮問事項につきましては、「また」以降の第2段落で諮問事項の全体像を述べた上で、第3段落で、「法施行条例を改正しようとする場合」及び「市が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護施策を実施する場合で地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合」を加えることとするのが適当であるとしております。

説明は以上です。

【主な意見等】

- 御指摘いただいた他の項目と同様に、文章が長いので、短くなるよう調整します。
- 制度の運営について意見を聴くというのは理解できますが、審議会はあくまで附属機関であり、条例の改廃は市長の権限で行うものと思いますので、「法施行条例を改正しようとする場合」を諮問事項とすることには違和感があります。どのような改正でも審議会に諮問するのでしょうか。それとも法改正に伴う改正に限るということなのでしょうか。
- 御指摘の諮問事項は、国のモデルを基にしたものです。事務局では、当該モデルは、改正が軽微なものであるか重大なものであるかを問わず、審議会に意見を聴くことを想定して作られたものと解釈しています。
- 条例改正の根拠を審議会の判断として、審議会に責任を負わせようという意図であるようにも読めてしまいます。全ての改正について意見を聴かれた場合、答えるのが困難な内容もあると思いますので、審議会への諮問は、ある程度定型的なものに限定してはどうでしょうか。
- どのような場合に審議会に意見を聴くこととするかについては、御意見を踏まえ、条例以下の詳細な規定を検討する中で整理をしてまいります。
- いずれにしても、条例の制定・改廃に係る最終的な判断については市長が行いますので、審議会に全ての責任を負わせるということはありません。
- 個人情報保護制度を変える場合、審議会としては、その内容を把握したいという思いがあります。一方で、責任を負わせられるのではという懸念も理解できますので、そのように捉えられることがないよう表現に気をつけることとしていただきたい。
- 「法施行条例を改正しようとする場合」について、国の想定等はないのでしょうか。また、他の附属機関で、条例改正が諮問事項となっているものがあるかというのとは分かりませんが、前例となってしまうことを懸念しています。
- 国の想定については、把握できておりません。御懸念については、承知いたしました。
- 法施行条例に関連する規則の改正等については、当審議会はどのよう

に關与することとなるのでしょうか。

- 条例施行規則等を定める段階で、報告をする予定です。

- 11ページを御覧ください。

「6 情報公開条例における開示情報及び非開示情報との整合を図るための条例の規定の必要性について（法第78条第2項関係）」でございます。

当審議会の意見でございます。情報公開条例の非開示情報と改正法の不開示情報とを比較した場合、まず、第1段落では、情報公開条例における非開示情報であって、改正法で不開示情報として定められていないものが情報公開条例第8条第1号のいわゆる法令秘情報であるとしております。しかし、国は、他の法令の規定により開示できないとされた情報、つまり法令秘情報についても、通常、改正法第78条第1項のいずれかに該当することから、改正法と重複する規定、つまり法令秘情報の不開示規定を法施行条例に重ねて置くことは許容されないとしております。

次に、第2段落では、情報公開条例の非開示情報と改正法の不開示情報とを比較した場合、その範囲は実質的に同一となるため、情報公開条例で開示が義務付けられた情報であって、個人情報保護法で不開示とされた情報は存在しないとしております。

次に、第3段落では、結果として、情報公開条例との整合は図られているから、特別な不開示情報や、改正法で不開示とされている情報について開示することを義務付ける規定は、法施行条例には置かないこととするのが適当であるとしております。

説明は以上です。

【主な意見等】

- 「武蔵村山市情報公開条例で開示が義務付けられた情報であって、個人情報保護法で不開示とされた情報は存在しない」ことから、「改正法で不開示とされている情報について開示することを義務付ける規定については、法施行条例には置かないこととするのが適当である」と記載されていることについて、通常、法の規定は条例に優先すると思いますが、条例の規定が優先することもあるのでしょうか。
- 改正法では、情報公開条例との整合を図る目的であれば、法で不開示とされた情報であっても、法施行条例に当該情報の開示を義務付ける規定を置くことを認めています。
- 「情報公開条例との整合を図るための特別な不開示情報や、改正法で不開示とされている情報について開示することを義務付ける規定については、法施行条例には置かないこととするのが適当である」とした理由の説明を願います。
- 法の不開示規定と情報公開条例の非開示規定とでは、その範囲が一致しているため、特別な規定は必要ないとしたものです。
- 「特別な規定を法施行条例には置かない」という表現は適切なのでしょうか。
- 法で規定されていない情報を非開示とし、又は法で不開示とされた情報の開示を義務付ける場合、法施行条例に根拠規定を置くことが必要となりますが、そういった措置は必要ないだろうということでそのような表現となっています。

【審議結果】

○ 議題(1)「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて」は、委員の意見や指摘を反映した最終案を作成し、会長と調整の上、中間答申を行うこととします。

○ 議題(2)に入る前に、事務局から、今後のスケジュールについて説明を求めます。

● それでは、今後の審議に係るスケジュールについて御説明させていただきます。次第の2ページを御覧ください。

こちらに記載された図は、令和4年度第1回会議において御説明しましたスケジュールを現状に合わせて修正したものです。

先に注意事項ですが、こちらの図には、今回の議題(1)に関する御審議をいただく会議のみ記載されており、審議が行われなかった令和4年度第1回会議は除かれています。したがって、左端の「回数」に1回分加えたものが、実際の会議開催回数となりますので、御注意ください。

なお、この説明の中では、次第に記載された回数で呼称させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、表の本日の第4回会議の下、枠囲みの部分でございます。

1行目に、「市は条例案（骨子）を策定する」としてありますが、第1回会議で配布した資料では「条例案」としており、「骨子」の文字は入っていませんでした。こちらは、他の自治体におけるパブリックコメントの動向や条例案の規定内容を更に注視する必要性から「骨子」を加えさせていただいております。

次に、2行目に「9月上旬から」とありますが、第1回会議の資料では、「10月上旬から」としておりました。こちらは、条例案の提案を行う令和4年第4回市議会定例会へのスケジュールの関係から前倒しを行っております。

枠囲みの下、第5回の欄は、新たに会議開催回数を追加させていただいております。こちらは、地方公共団体の議会が法の規制の対象外とされているため、議会事務局から、議会が制定する条例案について説明をさせていただく予定です。

議会事務局では、個人情報保護制度運用上の重要事項等について、市長の附属機関である当審議会に諮問することとする条例とすることを検討しており、制度移行後は、当審議会が議会独自の個人情報保護制度運用上の重要事項等について諮問を受ける可能性があるためです。

なお、同様に、別に設置された武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会に対しても、その所掌事項について議会が諮問することを検討しておりますので、第5回会議では、議会事務局から詳細を御説明した上で、これらのことについて皆様に御審議いただく予定となっております。

また、フロー図の下に、※印がございますが、令和4年第4回市議会定例会への提案前に、個人情報保護委員会に条例案の事前相談を行いたいと考えております。

説明は以上です。

【主な意見等】

○ 条例案そのものでなく骨子の段階でパブリックコメントを実施するとすると、このスケジュールでは、その後の条例制定までの事務がかなり厳しいのではないのでしょうか。

	<ul style="list-style-type: none"> ● お見込みのとおりですので、実際には、パブリックコメントを実施しつつ、並行して条文づくりに取り組んでいくこととなります。 ○ パブリックコメントを実施した場合、どの程度意見が集まるものなのでしょうか。 ● 市民の関心が非常に高い分野であれば多くの意見が出るとは思います。が、本件については、それほど多くの意見が出されるという状況にはならないのではないかと考えています。 <p>議題</p> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議題(2)「その他」を議題とし、事務局に説明を求めます。 ● 事務局からは、特にありません。 <p>○ 以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。 これで、令和4年度第5回武蔵村山市個人情報保護審議会を終了します。本日は、大変お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
--	--

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 5px;"></div>	傍聴者： _____ 0 人
-----------------	---	----------------

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： _____) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： _____)
------------------	---

庶務担当課	総務部 文書法制課 (内線：385)
-------	--------------------